

## 第7章 研究活動と研究環境

### 1. 大学・学部における研究活動と研究環境

本節の項目については全学的に取り組んでいる部分が多い。したがって、ここでは学部ごとに述べることはせず、大学全体として達成目標を掲げ、現状、点検・評価、改善方策について説明していく。

#### (1) 研究活動

##### 研究活動

##### 〔達成目標〕

研究成果の発表や関係学会の誘致などを促進するための方策を具体的に検討する。

##### 〔現状説明〕

本学教員は、表24別冊に示されている書式に従って、年度ごとに教育活動の業績、研究活動の業績、その他について報告することが求められている。芸術分野および体育実技等の分野担当教員については表25別冊のような書式により、教育実践上の研究や工夫について、研究成果、その他の活動等の各項目について報告が求められている。

次の表は、学外の学会誌等に発表された論文数と国際学会でゲストスピーカーとして招聘された件数を3年にわたって学部ごとにまとめたものである。学部によって若干の差があるが、論文数、ゲストスピーカー件数とも、おおむね横ばい傾向にある。

##### 学会誌等での発表件数

	人間科学部			国際学部			コミュニティ振興学部		
	2004	2005	2006	2004	2005	2006	2004	2005	2006
学会誌・国際学会議事録等に 掲載された学術研究論文数	29	19	17	14	14	9	23	23	27
国際学会でのゲストスピーカーの 件数	0	1	0	6	4	7	1	2	2

また、次の表は、2006（平成18）年度に各学部の紀要に掲載された論文等の件数をまとめたものである。データは2006（平成18）年度に発刊されたものであるが、人間科学部では年2回発刊しているため、1号、2号と区別してまとめている。人間科学部では年間で7本、国際学部で8本、とコミュニティ振興学部では8本の発表件数になっている。

##### 学部紀要での発表件数

		研究論文	研究ノート	書評	学会展望
人間科学部	1号	2	1	0	0
	2号	4	0	0	0
国際学部		4	4	0	0
コミュニティ振興学部		4	4	0	0
計		14	9	0	0

2006（平成18）年度の各学部の専任教員の数は、人間科学部44名、国際学部31名、コミュニティ振興学部29名であった（表29）。これらの教員数と上述の発表件数を照らし合わせてみると、本学教員の研究成果の発表はそれほど活発になされているとは言えない。現実的には、近年学内での委員会活動、教育活動に割かれる時間が多くなり、研究時間を確保することさえ難しくなっている。

〔点検・評価〕

上述のように、本学教員による研究成果の発表は活発に行われているとは言いがたい。「大学教員の勤務および服務規程」の中で、少なくとも年間1件の研究成果の発表を求められていることもあり、各教員には、よりいっそうの奮起が望まれる。しかしながら、研究時間の確保という点で、教員が厳しい状況に置かれていることも確かで、このことも同時に解消されなければならない。以上のことに留意しながら、達成目標にある「研究成果発表を促進させるための具体策の検討」を行っていくことが重要である。

〔改善方策〕

各学部教授会において、発表を活性化させる具体的方策について検討し、教学会議に提案する。教学会議は、研究教育支援センターと連携し、随時可能なことから実行していくこととする。

教育研究組織単位間の研究上の連携

〔達成目標〕

常磐大学被害者学研究所と連携し、学部教育の充実を図る。

〔現状説明〕

本学には、被害者学の研究施設として、常磐大学被害者学研究所が設置されている。本研究所は、常磐大学設立の趣旨に則り、国際的な視野に立った学際的な被害者学の研究を行う場である。本研究所には、人間科学部教員の2名と国際学部教員の1名が教授（併任）として所属しており、その運営・活動に深く関わっている。大学院との連携については、次節で説明する。

〔点検・評価〕

常磐大学被害者学研究所と学部の連携は、学部教員が研究員を兼任する程度にとどまっている。今後、研究成果の学部教育への活用など、学部の教育課程に結びついた協力体制が整えられることが期待される。

〔改善方策〕

研究所研究員と関連する学部・学科の教員とで、協議会を構成し、学部と研究所の連携について検討する。

## （2）研究環境

経常的な研究条件の整備

〔達成目標〕

- 1 教員の研究時間を確保するための諸問題を検討し、具体的な目標を設定する。
- 2 個人研究費、研究旅費の適正な金額および用途について検討する。

〔現状説明〕

本学では、個人研究費は職位に関わらず全教員に同一額が配分されている。2007（平成19）年度の個人研究費予算額は一人当たり330,000円であり、前年度の個人研究費予算額（390,000円）よりも減額されている。2006（平成18）年度の教員一人当たりの支給実績は、人間科学部が355,628円、国際学部が365,022円、コミュニティ振興学部が381,528円であり（表29）、いずれの学部においても予

算額の範囲内で適性に執行されている。個人研究費は教員個人が専らその研究の用に充てるために支給される経常的経費と位置づけられており、具体的な用途としては図書等の資料購入費、機器備品費、研究用消耗品費、アルバイトなどへの謝金(労務費)そして研修出張のための旅費などが予定されている。これらのうち旅費については各教員ごとに個人研究費予算額の3分の1までという上限が定められている。通常、学会活動等のための国内研修出張旅費は個人研究費の範囲内でまかなわれるが、国外研修出張旅費については別途申請の上支給されることがある。2006(平成18)年度に国外研修出張旅費の支給を受けた件数は、人間科学部が5件、国際学部が2件、コミュニティ振興学部が2件であった(表30)。

教員の研究室については、全教員に個室が用意されており個室率は100%である(表35)。1室あたりの平均面積は、人間科学部が20.2㎡、国際学部が20.0㎡、コミュニティ振興学部が20.5㎡と学部間の差はほとんどない。また教員間によっても大きな差は見られない。各研究室にはLAN回線が敷設されており、インターネット環境は良好である。

教員の研究時間・研修機会の確保については、「大学教員の勤務および服務規程」により、月曜日より金曜日までの5日のうち、教授は週2日、准教授、専任講師および助教は1日の学外研修が認められている。一方、専任教員には年間14コマの授業担当責任コマ数が定められているほか、学外研修日以外には1日7時間の学内勤務時間が定められている。また、1年あるいは半年の期間にわたり研修を行なう機会を提供するサバティカル制度については、制度自体は存在するものの、実際の運用はなされていない。

本学では研究資金を外部に求める方策のひとつとして「産官学連携による研究活動の推進」を実施している。ここにいう「産官学連携による研究活動」は、民間企業等から研究経費を受け入れて当該民間企業等の研究者と常磐大学の教育研究職員が共同して研究を行う「共同研究」と、民間企業あるいは自治体等からの委託に基づき常磐大学の教育研究職員が研究を行う「受託研究」からなる。2006(平成18)年度の活動状況をみると(表28)、「共同研究」の新規研究については、人間科学部0件、国際学部0件、コミュニティ振興学部8件が実施されており、継続研究についてもそれぞれ、3件、5件、3件が実施されている。また、「受託研究」についても、人間科学部、国際学部、コミュニティ振興学部の順番に、1件、1件、1件の新規研究と1件、0件、0件の継続研究が行われている。

#### 〔点検・評価〕

経常的な研究条件の整備を個人研究費・研究旅費、個人研究室、教員の研究時間および研修機会の確保の現状についてみてきた。

研究費・研究旅費については、全国的な平均額というものが明らかにされておらず、本学で配分されている額が適切であるか否かについて判断することは難しい。しかし、現在公開されている他大学の額と照らし合わせてみた限りでは、潤沢であると評価することは難しく、2006年度から個人研究費が減額されていることを考えれば、なおさら研究費の確保のためにこれまで以上の努力が必要であると思われる。また本学の多くの教員が水戸市周辺に居住し、研究のために首都圏と往来する頻度が高いという事実を考慮すれば、研究旅費が個人研究費の3分の1と定められている事についても、再検討が必要であろう。以上のことは、達成目標2を実現することにもなり、是非とも実行しなければならない。

個人研究室については、個々の教員が独立して職務を行うための個室が用意されている点について評価される。とはいえ学部所属の教員が兼担する大学院の授業を研究室で実施することが求められている事を考えれば、そのスペースについてなお検討する余地があるだろうし、実験系教員が研究のために用いることができる実験室等の機能を備えた研究室や、芸術系教員が制作活動を行うための特別の施設・設備を備えた研究室が整備されていない点も看過し得ないであろう。また、LANが整備され良好なインターネット環境が整備されている点は高く評価されるとはいえ、インターネットの端末として使用されるコンピュータとその周辺機器を用意するためのリース代金のための支出が個人研究費を圧迫している事実もある。研究室については、これらの諸点についてどのような対応を図るかが検討されなければな

らない。

教員の研究時間・研究機会の確保については、学外研修日の制度が存在する点は高く評価される。しかし実際には委員会活動の負担が集中する教員の例もあり、研究活動に十分な時間を費やせない現状もある。とりわけ3学部体制のもとで学部横断的な委員会活動が増加するにつれて、委員会活動が研修日を有名無実化することが懸念される。大学院・他学部を兼担する教員の場合にはなおさら研究時間の確保に支障を生じている例がある。またサバティカル制度が長年にわたり運用されておらず、教員の研修機会を奪っていることも問題である。達成目標 1 に基づき、これらの諸点について、どのような対応を図るかが検討されなければならない。

〔改善方策〕

個人研究費の額およびその費目や用途制限の範囲については、教員の意見を広く集約し、より適切かつ適正な運用を目指す。

研究室については、現在の整備状況で十分であるかどうかについて、更に検討することが重要であり、研究室の整備状況について今後、適切な時期に教員に対して、調査票による調査を実施する。実験系教員の研究のために必要な実験室設備、芸術系教員の作品制作のために必要な施設・設備については、教育用設備との併用化を学科横断的・学部横断的に進めていく。

教員の研究時間の確保については、大学運営上の諸委員会の活動などの負担や、大学院の授業、他学部との兼担などの負担もあり、学外研修日および責任コマの制度の適切性についての再検討が必要であると考えられる。改善方策の一つとして、2008（平成20）年度から専任教員の1年間の責任コマ数を12に減少することが決定されているが、今後も研究教育支援センターが中心となって、この問題について検討を行っていく。また、サバティカル制度の実施については、教学会議を中心に、理事会に対して適切に運用するよう求めていく。

競争的な研究環境創出のための措置

〔達成目標〕

外部研究資金獲得のための支援体制を強化する。

〔現状説明〕

本学教員が活用している個人研究費以外の研究助成としては、「科学研究費補助金」をはじめとする外部機関が提供する研究助成金と大学の自主的な財源にもとづく「学内共同研究費」がある。

3学部の教員による科学研究費補助金への申請数は、2004年度が11件、2005年度が9件、2006年度が15件であった（表33）。これらの申請に対する採用件数は、順番に1件、4件、5件であり、着実に採用件数を伸ばしている。これには、2005年4月に設けられた「研究教育支援センター」の貢献も大きいと考えられる。このセンターを中心に、日本学術振興会科学研究費補助金獲得等に関する説明会が毎年開催されているほか、各種団体の研究助成等に関する情報提供がホームページを通じて行われている。また、本学における外部資金獲得状況は適宜当該ホームページに掲載されている。

「学内共同研究費」は、特定の研究課題に対する助成金として配分される研究費であり、課題研究助成金制度とも称される。研究者の人数に応じて複数の教員による「共同研究」と一人の教員による「各個研究」に類別されており、いずれも3年まで継続可能である。申請者は、委員会による研究計画書の審査とヒアリングを受け、採択されることになる。現在の利用件数は、人間科学部が10件、国際学部が8件、コミュニティ振興学部が3件となっている（表31）。

〔点検・評価〕

「研究教育支援センター」組織の充実により、競争的資金の導入についての組織的な取り組みが漸次なされている点、また学校法人常盤大学に教育研究支援担当常任理事が置かれ、学校法人としての取り組みもなされている点は、達成目標を実現する方策が整えられたと言えよう。

「科学研究費補助金」の利用に関しては、相当数の申請は行われており、一定の成果を生んでいるが現状で満足することなくよりいっそう活発な申請が行われる必要がある。また「科学研究費補助金」以外の外部研究資金への応募実績は少なく、今後、積極的な活用を図ることが必要である。

学内共同研究費については、毎年度支給されている点や研究の継続性を維持するための配慮がなされている点で研究の支援策として一定の成果をあげていると思われる。しかし、共同研究費の額の適切性、募集方法の適切性、採否の基準の明確性等に関しては検討の余地があると思われる。また共同研究を遂行するための支援が整えられてくるにつれて、研究成果の公表を支援する措置についても従来以上の支援策が講じられるべき必要性は高まってきている。

〔改善方策〕

「研究教育支援センター」を中心にして、学校法人による一層の組織的な取り組みをする。特に、競争的資金への申請数の増加が期待できるような支援体制を構築する。

研究上の成果の公表、発信・受信等

〔達成目標〕

研究成果の発表や関係学会の誘致などを促進するための方策を具体的に検討する。

〔現状説明〕

教員の研究成果を発表する機会を確保するために、それぞれの学部が紀要を発刊している。人間科学部では『人間科学』を年2回、国際学部とコミュニティ振興学部では、それぞれ『常磐国際紀要』と『コミュニティ振興研究』を年1回発行している。各学部には紀要編集委員会が置かれており、委員会の責任において、論文等の募集・編集・発刊が行われる。他の研究機関との交換については、情報メディアセンターを中心に行われている。

また、大学院を担当している教員については、大学院で発刊される『人間科学論究』に投稿することが許されており、研究成果の発表に役立てられている。

〔点検・評価〕

論文形式の研究成果を発表する機会は各学部紀要ならびに大学院の学術雑誌の刊行により満足すべき程度に整えられていると思われる。むしろ、学内の紀要および学術雑誌への投稿が研究業績としての評価の点で外部の学会等の主催する学術雑誌への投稿と比べてやや軽んじられていることが、教員による学内の紀要への投稿意欲に影響を及ぼしかねない点が懸念されるといえよう。達成目標の「研究成果の発表促進」を実現するひとつの方策として、学内紀要論文の評価方法の見直しについて検討することは重要である。

学会開催については、2006（平成18）年度に「学会開催に関する規程」が制定され、一定の審査を経た後で、施設・設備利用に関する経費と光熱水費等が免除されることになったことは、達成目標の「関係学会の誘致促進」を実現するものとして評価することができる。

〔改善方策〕

学内の紀要等に投稿された論文等の評価方法について、各学部教授会において検討し、教学会議へ提案する。また、学会誘致に関しては、支援センターより学会開催を広く呼びかけることとする。

## 2. 大学院における研究活動と研究環境

本節の項目については3研究科が合同で取り組んでいる部分が多い。したがって、ここでは研究科ごとに述べることはせず、3研究科全体として達成目標を掲げ、現状、点検・評価、改善方策について説明していく。

(1) 研究活動

研究活動

〔達成目標〕

- 1 研究成果の発表の場を確保するとともに、発表を促進する。
- 2 教育および学部等の運営に関する負担を最適化し、研究時間を確保できるよう配慮する。

〔現状説明〕

学部の教員と同様に、大学院研究科に所属する教員についても、年度ごとに教育活動の業績、研究活動の業績、その他について報告することが求められている（表24別冊）。

次の表は、学外の学会誌等に発表された論文数と国際学会でゲストスピーカーとして招聘された件数を3年にわたって研究科ごとにまとめたものである。前章でも説明した通り、研究科で授業を担当している教員の多くは学部の専任教員であり、この表の調査対象となっているのは、各年度に各研究科に専任教員として所属していた0名から2名の教員ということになる。

学会誌等での発表件数

	人間科学研究科			被害者学研究科			コミュニティ振興学研究科		
	2004	2005	2006	2004	2005	2006	2004	2005	2006
学会誌・国際学会議事録等に 掲載された学術研究論文数	1	1	0	0	0	1	0	0	0
国際学会でのゲストスピーカーの 件数	1	2	0	0	0	0	0	0	0

また、次の表は大学院で発刊している紀要『人間科学論究』（博士課程雑誌）及び2006年度から創刊された『常磐研究紀要』（修士課程雑誌）に掲載された研究レビュー・原著論文・研究ノートの本数を年度別に示したものである。それぞれの紀要には寄稿有資格者が定められており、本学専任教員以外の者にもその資格が与えられている。数字にはそのような執筆者による論文も含まれており、大学院で授業を担当している本学専任教員の執筆による論文の本数については、括弧内に示している。なお、『常磐研究紀要』については原則的には、修士課程在籍者および修士課程修了者のみ（および、編集委員会が特に認めたもの）が寄稿資格を有していることになっているが、共著として専任教員が執筆することもあり、括弧内の数字にはその数が反映されている。

研究科紀要での発表件数

	2004	2005	2006
『人間科学論究』	10(4)	5(1)	8(5)
『常磐研究紀要』	-	-	4(3)

〔点検・評価〕

以上のデータから判断する限り、研究科で授業を担当している教員が、研究科担当教員として研究成果を発表している例はあまり多くないと思われる。現実には、学部所属の教員が研究科の授業を担当することで、より多忙となり、研究時間の確保が難しくなっているようである。達成目標 1 にある「研究成果の発表の促進」を図るためには、まず達成目標 2 を実現することが不可欠である。

〔改善方策〕

各研究科委員会と学部教務委員会が連携し、学部教員の担当コマ数の調整を検討する。また、研究科担当教員としての研究成果の発表のあり方について検討する。

## 教育研究組織単位間の研究上の連携

### 〔達成目標〕

付属研究機関の研究活動を活性化し、関連研究科との連携を充実させ、研究促進に資する。

### 〔現状説明〕

2003(平成15)年10月に設置された常磐大学国際被害者学研究所(以下、「研究所」と略称)には、被害者学研究科の論文指導教授8名のうち7名が所属している。研究所ではこれまでに、シンポジウム及び講演会をそれぞれ3回主催し、1年に1回のペースで紀要を発行しているが、これらの活動についても被害者学研究科教員が関与するものである。また2005(平成17)年に本学においてアジア地域大学院大学(被害者学および被害者援助論)が開催された際には、当研究科教員及び研究所スタッフとの協同運営が実施された。

研究所では現在、6つの分野における研究活動に従事しているが、これらのうちの5つにおいて被害者学研究科の教員が研究代表者を務めている。

2009(平成21)年8月下旬(予定)には、「被害者学とヒューマン・セキュリティ(仮題)」のテーマにより、第13回国際被害者学シンポジウムを本学において開催することが決定されているが、本シンポジウム開催にあたって、被害者学研究科教員及び研究所スタッフとの間における打合せが定期的に行われている。

### 〔点検・評価〕

被害者学研究科と研究所には極めて緊密な関係が構築されていると評価することができる。当研究科のカリキュラムの大きな特色として、被害者学に関する研究・教育が挙げられている点に鑑みても、今後ともこのような関係は継続するものと考えられる。この点では、達成目標はある程度実現されていると判断することができる。

しかしその一方で、研究所所属の教員の多くは、被害者学研究科のみならず、他の学部・研究科にも所属しており、主たる所属がどこであるのかが曖昧であることは、それぞれの組織運営上望ましいことではない。また、被害者学研究科における論文指導教授の多くは、当研究科における研究・教育・学務だけでなく、研究所及び他の学部・研究科における研究・教育・学内業務等にも多大な時間をとられており、極めて多忙な日々を余儀なくされている状況にある。

### 〔改善方策〕

被害者学研究科と研究所との間における極めて緊密な関係を維持する一方で、組織の円滑な運営及び当研究科教員の負担軽減のために、研究所、大学、大学院がそれぞれの所属の専属のスタッフで運営されるシステムが確立される必要がある。これらの点については、被害者学研究科及び研究所における関連委員会において早急に検討する。

## (2) 研究環境

### 経常的な研究条件の整備

#### 〔達成目標〕

- 1 研究に必要な個人研究費・旅費を確保する。
- 2 教育および学部等の運営に関する負担を最適化し、研究時間を確保できるよう配慮する。

#### 〔現状説明〕

本学においては、学部、研究科に関りなく、教員に配分される個人研究費は一律である。2007(平成19)年度の年額は一人当たり330,000円となっており、このうち3分の1を旅費として使用することが認められている。通常、学会活動等のための国内研修出張旅費は個人研究費の範囲内でまかなわれるが、国外研修出張旅費については別途申請の上支給されることがある。

各研究科の専任教員（人間科学研究科 2 名、被害者学研究科 1 名）に対しては、研究室として個室が用意されている（表 35）。それ以外の論文指導教員は他の学部・研究科・研究所との兼担となっており、各学部等において個室が与えられている。研究室の広さは、人間科学研究科で一室平均 26.4 m<sup>2</sup>、被害者学研究科で 20.0 m<sup>2</sup>であり、個室率は 100% である。他の学部等と兼担になっている教員の研究室も含め、各研究室には LAN 回線が用意されており、インターネットを使用できる環境にある。なお、被害者学研究科の準専任教員については、研究室は準備されていない。

本学の教員は、「大学教員の勤務および服務規程」により、月曜日から金曜日までの 5 日のうち、教授は週 2 日、助教授および専任講師は週 1 日の学外研修が認められており、一定の研究時間の確保は行なわれている。しかし一方で、専任教員には、年間 14 コマの責任コマが定められており、一部の教員の中にはこれらの責任コマ数を超えて授業を担当しているものもいる。また、1 年あるいは半年の期間にわたり研修を行なう機会を提供するサバティカル制度については、制度自体は存在するものの、実際の運用はなされていない。

本学では研究資金を外部に求める方策のひとつとして「産官学連携による研究活動の推進」を実施している。ここにいう「産官学連携による研究活動」は、民間企業等から研究経費を受け入れて当該民間企業等の研究者と常磐大学の教育研究職員が共同して研究を行う「共同研究」と、民間企業あるいは自治体等からの委託に基づき常磐大学の教育研究職員が研究を行う「受託研究」からなる。2004（平成 16）年度から 2006（平成 19）年度までの活動状況をみると（表 28）、人間科学研究科が継続的に共同研究を行ってきたが、2006 年度には 0 件となっている。

〔点検・評価〕

本学における個人研究費は、使用目的が細目化されている点や、海外における研修活動に使用できない等の不便はあるものの、文科系の大学としては極端に少ない額とは言えない。しかし、2006 年度から個人研究費が減額（- 60,000 円）されていることを考えれば、今後は達成目標 1 を継続できるように努力することが必要となろう。

研究時間の確保に関しては、学外研修日の制度が存在する点が評価されるものの、責任コマ数自体が年間 14 コマと多いだけでなく、一部の教員はこれ以上のコマ数を担当しており、それに加えて各学部・研究科・研究所における各種委員会等の学内業務の負担量も多く、十分な研究時間が確保されているとはいえない面がある。さらに、サバティカル制度が運用されていないため、長期間にわたって研究に専念できる機会が少なく、制度の適切な運用が望まれる。

〔改善方策〕

とりわけ研究時間の確保について、研究教育支援センターが中心となって現状把握のための調査を実施するとともに、各研究科委員会が学部教授会と連携し、方策を検討する。

#### 競争的な研究環境創出のための措置

〔達成目標〕

外部研究資金獲得のための支援体制を強化する。

〔現状説明〕

本学教員が活用している個人研究費以外の研究助成としては、「科学研究費補助金」をはじめとする外部機関が提供する研究助成金と大学の自主的な財源にもとづく「学内共同研究費」がある（詳細については、本章「1. 大学・学部における研究活動と研究環境、（2）研究環境、競争的な研究環境創出のための措置」を参照のこと）。

2006（平成 18）年における 3 研究科の専任教員による科学研究費補助金への申請件数は 0 件であり、採択件数も 0 件である（表 33）。また、学内共同研究費の制度も利用されていない（表 31）。前述の通り、各研究科の教員の大部分は、他の学部等に所属しているため、その場合には各教員が所属する学部

からの申請件数及び採択件数としてカウントされている。

以上のことから、3研究科専任教員の研究費全体に占める経常研究費の割合は100%となっている。

〔点検・評価〕

3研究科の専任教員は現在、合計で3名しかいないため、各研究科における科学研究費補助金や学内共同研究費への申請件数が0件となっていることは特筆することではない。しかしながら、各研究科における論文指導教授のうち、現時点において科学研究費補助金及びその他の研究助成財団などへの研究助成金から助成を受けているものは少数であり、今後はこれら外部における研究費助成団体から研究費の助成を受けられるよう各教員が努力すべきである。

〔改善方策〕

「研究教育支援センター」を中心にして、学校法人による一層の組織的な取り組みをする。特に、競争的資金への申請数の増加が期待できるような支援体制を構築する。

研究上の成果の公表、発信・受信等

〔達成目標〕

研究成果の発表の場を確保するとともに、発表を促進する。

〔現状説明〕

2006(平成18)年度より、大学院での研究の成果を発表する機会を確保するために、『常磐研究紀要』と『人間科学論究』が3研究科合同で発刊されることになった。このうち、『常磐研究紀要』については、原則的に執筆者には本大学院修士課程在籍者あるいは修士課程を修了した者を予定しており、授業を担当している教員については、博士課程雑誌である『人間科学論究』への投稿が許されている。これに加えて、それぞれの学部で発刊されている紀要にも、執筆する機会が与えられており、大学院の授業担当者の発表機会は十分に確保されている。また、被害者学研究科に所属している教員については、常磐大学国際被害者学研究所(以下「研究所」)発刊のInternational Perspectives in Victimologyという紀要に、論文発表をすることが許されている。さらに研究所が開催したシンポジウム・講演会における報告内容について、ペーパーバックの冊子として、これまでに7冊が発行されており、被害者学研究科教員の報告内容についても掲載されている。

学外の研究・教育機関が発表する研究成果については、情報メディアセンター(本学における中央図書館としての役割を果たしている)が受信し、所蔵している。また、研究所においても学外の研究・教育機関が発行する図書・紀要等を所蔵しており、被害者学研究科の教員及び大学院生もこれらを利用することができる状態にある。しかし、研究成果の国際的な発信・受信については、インターネットを利用した発信・受信のシステムが整えられておらず、十分に整備されているとは言えない状況にある。各研究分野に有用なインターネット・サイト集等も組織的に作成されておらず、各教員による個人的な情報収集能力に依拠している。

〔点検・評価〕

研究科に所属している教員は、学内で発刊されているさまざまな紀要に執筆することが許されており、研究成果の発表機会は十分に確保されているといえる。その意味では、達成目標の一部はすでに実現していると言っていることができるかもしれない。しかし、インターネットを活用した研究成果発表の発信及び受信については、『人間科学論究』の目次情報が発信されている。今後は全文がインターネット上で閲覧可能になるように、環境を整備することが期待される。

〔改善方策〕

インターネットを活用した研究成果発表の発信及び受信について、関係する委員会等を通じて、状況整備のための具体的方策について検討する。また、研究成果の発信を促す支援として、本学に大学独自の出版部を設立する必要性について検討を開始する。